



# 河内長野市こども計画（案）

概要版



令和7年3月

河内長野市

## I 計画策定の背景と趣旨



- ◆少子化の加速、核家族化のさらなる進行と共働き世帯の増加等を背景とする子育て環境の変化等により、こどもや子育てをめぐる状況が大きく変化しています。
- ◆令和5年4月に、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。
- ◆こども基本法に基づき、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」は、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとなりました。
- ◆国の動向を踏まえ、こども・若者の最善の利益の実現に向け、また子育て支援のさらなる充実を目指し、一人ひとりのこども・若者が健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境整備を目指す計画として「河内長野市こども計画」を策定します。

## II 計画の位置づけと期間



- ◆本計画は、以下の計画を包含し、一体的に策定するものです。

計画の名称	根拠法
・市町村こども計画	こども基本法 第10条
・次世代育成支援対策市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条
・市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条
・市町村における子どもの貧困対策についての計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条
・市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法 第9条

- ◆令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とします。計画内容と実態に大きく乖離が生じた場合は、計画の中間年（令和9年度）において計画の見直しを検討します。

## III 計画の策定体制

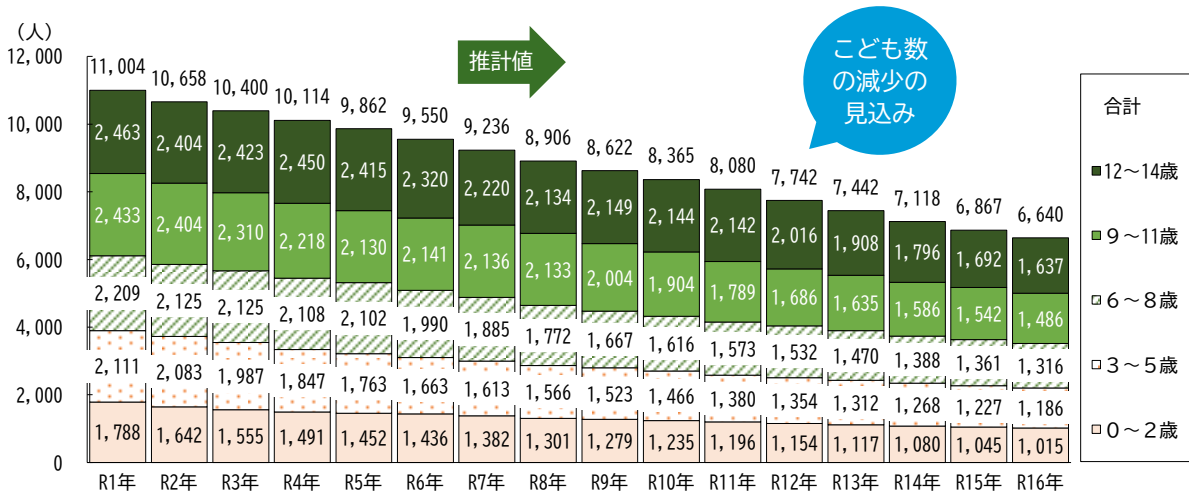


- ◆子育て中の保護者のニーズ、こども・若者自身の意見やニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とするために各種のアンケート調査、意見募集を実施しました。
- ◆公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「河内長野市 子ども・子育て会議」で計画の内容を審議しました。

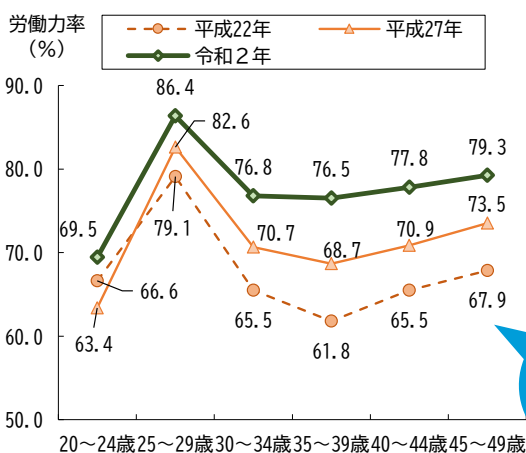
## IV 各種統計・アンケート調査からみた現状と課題

- ◆ 少子化と人口減少の継続が見込まれ、その背景として出産年齢の女性人口の減少があります。
- ◆ 子育て世代の女性の労働力率が上昇しており、保育ニーズが増加しています。
- ◆ 希望する子ども数が減少傾向となっています。
- ◆ アンケート調査結果によると、子育ての孤立や育児不安、周囲の支援を受けにくい状況の中で子育てをしている人が増加している可能性があります。
- ◆ アンケート調査で示された、病児保育、一時預かり、地域子育て支援拠点事業等の子育て支援サービスへの潜在的ニーズに応える体制づくりが求められています。
- ◆ こども・若者を対象とした調査では、将来に明るい展望を持ちにくい状況がうかがえます。

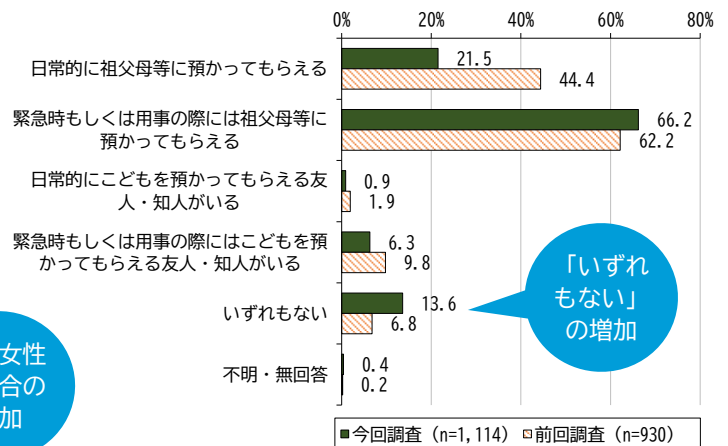
■ 0～14歳人口の推移と将来推計（各年4月1日時点、令和6年までは住民基本台帳）



■ 女性の労働力率の変化  
(国勢調査 河内長野市民)



■ 日頃子どもを預かってもらえる人の有無  
(就学前保護者アンケート調査)



## V 計画の基本的な考え方

- ◆すべての子ども・若者が個人として尊重され、一人の市民として健やかに育つ環境をつくることは、一人ひとりの子ども・若者やその保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。
- ◆本計画の策定にあたり、これまでの理念や上記ミッションを踏まえつつ、子ども・若者の育ちの全体を支援する計画へと対象が拡大したことにともない、新たに基本理念を定め、本市の子ども・若者支援及び子育て支援の施策を推進します。

### 基本理念

すべての子ども・若者が個人として尊重され、  
子育て・子育てに希望が持てるまち・河内長野市



### 基本的な視点

- ◆本計画においては、これまでの子育て支援施策のミッションを達成するためのビジョンを踏まえつつ、子ども・若者支援を趣旨として、基本理念を実現するために求められる計画全体を通じた基本的な視点を、以下の通り定めます。

#### (1) すべての子どもの育ちを後押しし、保護者負担軽減と安心をサポートする

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子どもと向き合える環境を整え、親としての自覚と責任を高めつつ、子ども・若者の権利と健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

#### (2) 多様な特性を活かし、子どもの能力を最大限に引き出す

地域における多様な人材や資源を活用し、行政と地域が一体となって様々な子育て支援の取り組みを推進し、子どもの能力が最大限引き出されるような豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承され、親の主体性と支援のニーズに配慮しつつ、その子育て力を高めていけるよう働きかけます。

#### (3) 子ども・若者のウェルビーイングと、自己実現につながる仕組みを検討する

市民・地域・関係機関・行政が協働して、子ども・若者の成長にとってより良い環境づくりのために、子どもや子育てを見守り、支えあうことができる仕組みづくりに取り組みます。

## VI 基本目標と分野別施策



### 基本目標 1：こども・若者の育ちをともに支える社会の形成

#### ①こども・若者の権利擁護の推進

- こどもの人権の尊重
- 児童虐待防止の推進
- 社会参画や意見表明の機会の充実 等



#### ②多様な体験の機会の提供

- こども・若者の体験・活躍の機会の提供
- 自然体験・ボランティア体験等体験活動の機会の充実・拡大 等

#### ③切れ目のない保健・医療の提供

- 小児救急医療体制の充実
- 思春期における心と身体健康づくりの推進 等

#### ④こどもの安全・安心な環境づくりの推進

- 地域の総合的な見守りネットワークの充実
- こどもが健やかに育つ環境づくりの推進 等

### 基本目標 2：多様なニーズに対応した支援の充実

#### ①障がいのあるこども・若者とその家庭への支援の充実

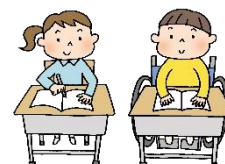
- 障がいのあるこども・医療的ケアを必要とするこども等の相談・療育の充実 等

#### ②こどもの貧困対策の推進（こどもの貧困対策計画）

- こども食堂をはじめとした地域食堂への支援 等

#### ③支援を必要とするこども・若者を支える体制づくり

- 不登校の支援
- ヤングケアラーの実態把握と支援
- 社会的養護を必要とするこども・若者の支援 等



## 基本目標 3：ライフステージに応じた成長の支援

### ①こどもや母親の健康づくりの充実

- 乳幼児・保護者への支援
- 妊産婦への支援 等

### ②就学前教育・保育の充実

- 幼児期の教育の推進
- 保育内容の充実 等

### ③こどもの生きる力の育成に向けた教育の推進

- 確かな学力と豊かな心を育む教育活動の推進
- 健康や体力を向上する活動の推進
- 放課後児童会の充実 等

### ④こどもの居場所づくりの推進

- 学校施設の利活用の推進
- 放課後児童対策の推進 等

### ⑤食育の推進

- 健康的な食生活の支援
- 地産地消の推進 等

### ⑥次代を担う若者の育成

- 結婚・子育ての希望をかなえやすい社会の形成 等

## 基本目標 4：子育ての担い手への支援とそれを支える地域づくり

### ①家庭における子育て・子育て力の充実

- 総合的な子育て支援ネットワークの構築 等



### ②地域の子育て力の充実

- 地域の子育て支援の場の充実・拡大
- 共働き・共育ての推進による、男女共同参画意識の醸成と啓発 等

### ③子育てへの経済的負担の軽減

- 子ども医療費助成事業
- 就学援助事業の推進 等

### ④子育てと仕事の両立支援

- 保育ニーズへの対応
- ワーク・ライフ・バランスの推進 等

### ⑤子育てを支援する生活環境の充実

- 良好な居住環境の確保
- 公園等の整備 等

# VII 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業 の量の見込みと確保方策



## 教育・保育提供区域の設定

- ◆本市においてはこれまで、行政区1圏域を教育・保育提供区域として、必要な事業量の確保を進めてきましたが、運用において大きな問題はなく、圏域を分割する必要性に乏しいことから、本計画においても、引き続き行政区1圏域を教育・保育提供区域の基本とした上で、需要分析を行い、必要な事業の確保を進めます。

## 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

- ◆保育ニーズの増加傾向と少子化の動向を踏まえて、就学前の教育・保育の量の見込みと確保方策を設定します。具体的な見込量と確保方策の数値は以下の通りです。

### ■1号認定（3～5歳、教育利用）の量の見込みと確保方策

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3～5歳合計	人	431	387	349	306	262
確保方策	特定教育・保育施設		663	663	663	663	663

### ■2号認定（3～5歳、保育利用）の量の見込みと確保方策

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3～5歳合計	人	1,129	1,128	1,127	1,114	1,076
確保方策	特定教育・保育施設		1,143	1,143	1,143	1,143	1,143

### ■3号認定（0～2歳、保育利用）の量の見込みと確保方策

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳	人	79	79	78	77	76
	1歳		263	274	275	274	274
	2歳		370	328	340	338	335
	0～2歳合計		712	681	693	689	685
確保方策	特定教育・保育施設	0歳	152	152	152	152	152
		1歳	289	289	289	289	289
		2歳	340	340	340	340	340
	確保方策合計	781	781	781	781	781	

※確保方策は利用定員であり、定員を上回る利用見込みについては定員の弾力化で対応予定。

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

- ◆各事業のこれまでの利用動向やアンケート調査で示された潜在的なニーズ、対象年齢の子ども人口の推計等を踏まえて、下記の通り量の見込みを設定しました。

### ■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
時間外保育事業	人	816	802	807	799	781
放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	人	1,192	1,193	1,161	1,160	1,179
1年生		300	314	283	304	323
2年生		282	277	292	264	284
3年生		271	249	246	258	235
4年生		193	204	187	185	193
5年生		97	93	98	89	88
6年生		49	56	55	60	56
子育て短期支援事業	人日	36	34	33	32	30
地域子育て支援拠点事業	人日	40,870	39,060	38,090	36,582	35,259
一時預かり事業（幼稚園）	人日	18,102	17,028	16,054	14,688	13,100
一時預かり事業（幼稚園以外）	人日	4,850	4,581	4,398	4,184	3,975
病児保育事業	人日	154	163	168	174	178
ファミリー・サポート・センター事業（就学児）	人日	639	620	583	559	534
利用者支援事業	か所	2	2	2	2	2
妊婦健康診査 利用人数	人	412	399	382	371	357
検診回数	回	5,088	4,928	4,718	4,582	4,409
乳児家庭全戸訪問事業	人	388	376	360	350	336
養育支援訪問事業	人	8	8	7	7	7
子育て世帯訪問支援事業	世帯	67	65	62	60	58
児童育成支援拠点事業	人	160	156	150	145	141
親子関係形成支援事業	人	180	174	168	163	157
妊婦等包括相談支援事業	人回	1,236	1,197	1,146	1,113	1,071
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	定員	-	24	23	20	18
産後ケア事業	人日	149	145	139	135	130

※上記以外に、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業を実施。

※確保方策については、すべての事業で見込量と同数のサービスを確保するものとします。

## 計画の進行管理

- ◆計画の適切な進行管理のため、「河内長野市子ども・子育て会議」の意見を聴きながら、施策実施状況等を管理および評価し、利用者の動向等を踏まえ、翌年度の事業を展開します。
- ◆併せて、本市のこども・若者支援や子育て支援の総合的な指針である本計画全体の評価指標を設定します。

	R5 年度 【実績値】	R11 年度 【目標値】		R5 年度 【実績値】	R11 年度 【目標値】
児童に対する福祉の市民満足度	11.9%	17.0%	小中学校の教育環境の市民満足度	14.9%	22.5%
子育てのしやすさの市民満足度	17.0%	25.0%	青少年の健全な育成の市民満足度	10.2%	19.0%

河内長野市こども計画（案）概要版

河内長野市 こども部 こども子育て課 〒586-8501 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号 TEL：0721-53-1111（代表）